

# 雇用促進住宅の廃止・立退きは撤回を！ 24府県100名が共同行動

4.23  
東京



「行けるところがあれば教えて！」入居者が「もごも切実な訴え

## 「入居期限は早くても5年半後に延期」と厚労省

4月23日午後、日本共産党国会議員の呼びかけで、雇用促進住宅の全面廃止決定の撤回を求める全国共同行動が行われ、24府県から約100人の入居者、地方議員が国会に集まりました。衆議院の佐々木憲昭、高橋千鶴子、塩川鉄也各議員、参議院の仁比聡

平、井上哲士両議員が同席しました。参加者の集会を開いたあと、政府、雇用能力開発機構へ国会議員とともに連署した要請書（裏面）と、各地で集めた総計約1万筆の署名を当局に手渡し、堰を切ったように各地からの発言が続きました。



### 「廃止撤回しかない」

#### 熱い発言に当局も姿勢ただす

「行き場のない80歳の独居老人を無理に追い出せば死んでしまうと、仲間の入居者が守ることを決めた。そんな状況で、住宅の廃止などんでもない」「退去期限の延期はうれしいが、いずれ退去と決めたままへびの生殺しでは困る」...など。

これには当局者も、「露ヶ関で仕事をしている私どもに、各地の貴重な話を聞かせていただき、本当に感謝している。廃止の閣議決定は大きな問題で、事務方としてはそれに従わざるを得ないが、みなさんの声が政治の場に届けられることを願っている」と述べました。

#### 退去期限「早くても14年11月以後」と公言

厚労省は3月30日に発表した退去期限の延長について、「起算点はこの4月。昨春秋、最終的に平成22年11月までに退去」としたが、今後少なくとも3年間は

### 廃止の閣議決定撤回へさらに運動を強めましょう

予定を大幅に超えて2時間以上にも及んだ要請の終了後、高橋千鶴子、佐々木憲昭両衆議院議員があいさつ。「退去させた人のあとに派遣切りの人を入れる、この矛盾の解決は廃止方針の撤回以外にありません。もともと『雇用促進住宅廃止』を主張する公明党は今『凍結』を求めるようになったが、平成33年までに帳尻を合わせればよい」と廃止推進の立場を変えていない。今後与党の国会議員や地方議員への働きかけがいつそう重

退去を求める活動はしない。あらためて退去をお願いする場合も、事前説明や退去が遅れる特別の事情への配慮は当然」と述べました。そして、「ここで初めて言うが」と前置きし、「期限は早くても平成26年（14年）11月末」になることを明らかにしました。

### 離職者以外にも拡大し住宅の積極活用を

「この先、画期的に経済が良くなる見通しなど見えない今こそ、雇用促進住宅が重要だ」「積極的に利用するというなら離職者だけでなく新規入居も受け付けるべきだ」という意見や、「入居率95%の住宅や、2年前に大規模修繕したばかりの住宅まで廃止とは、どういう基準によるのか」など、あと12年で完全廃止を強行することの矛盾を示す問題がつきつきに明らかになれば、当局は神妙に聞き入っていました。

### 立退料の支払期間などは「検討中」と

「県センターなどが早く出ないと5月からは立退料が払われない」とせきたてているが、本当か？廃止決定がある限り入居者は悩み続けて退去を判断するので、支払を中断すべきでない」という声に当局は、「いつまでとは決めておらず、検討中」と回答。また、「普通契約者も定期契約者も、受ける打撃は同じ。差別しないで」との訴えに、「難しい問題だが検討する」と述べました。



要です」などと述べました。

昨年4月に機構がいきなり半数の住宅を廃止決定してから1年、日本共産党と住民の共同が大きく前進しています。はじめは「閣議決定だから」の一本やりだった政府・機構を、当初の方針ではやっていけないところにまで追い込んできました。

さらに閣議決定の撤回へ、総選挙で国民の意思を大きく示すため、日本共産党は躍進に全力をつくします。



市は住宅を買う意向だが、「分割払いだと評価が変わる」とか、「評価に何ヶ月もかかる」と、話が進まない。解体して更地で売るより、住宅を自治体で買うほうが、住民にも機構にも好都合。条件を下げ、柔軟

で、外壁、ベランダ、水道管、電気、地デジ対応まで大掛かりな工事をしたばかり。それをなぜ廃止するのか、まさに税金のムダ使いだ(福島県) 市が買いやすい条件を

なぜこれが廃止? 5年前から2年半前まで、外壁、ベランダ、水道管、電気、地デジ対応まで大掛かりな工事をしたばかり。それをなぜ廃止するのか、まさに税金のムダ使いだ(福島県) 市が買いやすい条件を

入居者が減って... 共同浴場や除雪の費用負担が増えた(北海道)。住宅に出入りするガス業者などは予告なく廃止決定され、大打撃。駐車場に協力している地主さんも大変(福島県)。マンホールのフタも無くなったままで、子どもが落ちたりしたらタイヘン。人影がまばらで防犯上も心配だ(山形県)。

### 全国どこも問題だらけ 廃止は撤回しかない

に対応すべきだ(山形県)。まるでだまし討ち エレベーターもない4階で困っていた高齢の障害者が、管理人のすすめで1階へ替わった。ところが、普通契約から定期契約になっていて、立退き料が出ないと、退去説明会ですべて分かった(岐阜県)。床の改修工事をするからといわれて部屋を移ったら、定期契約にされた(長野県)。

#### 無茶なゴリ押し

耐震強度不足を理由に廃止したうち、2棟は強度に問題がないと分かったのに、廃止される棟の入居者をなぜ移らせないのか(大阪府)。

#### 人間のやることか

機構の県センター職員も、現に人が住んでいるのを無理やり追い出すなんて、人間のやることじゃない」と言っていた(福岡県)。

#### 雇用促進住宅廃止問題の情報はこちらでどうぞ

東海ブロック政策資料ライブラリ <http://www.tokai-blc.jp/library/>

「民営化万能」の悪政をつく 「しんぶん赤旗」のご購読を

052-264-0833

または、お近くの党事務所、議員へ

#### 雇用促進住宅に関する要請書

2009年4月23日

日本共産党衆議院議員・穀田 恵二、同・佐々木 憲昭、同・高橋千鶴子、同・塩川 鉄也、同参議院議員・小池 晃、同・井上 哲士、同・山下 芳生、同・仁比 聡平、並びに署名人76名一同

厚生労働大臣

舩添 要一 様

このほど政府と雇用能力開発機構(以下、機構)が、廃止決定済みの雇用促進住宅の活用をはかるとともに機構の中期目標を削除し、「少なくとも3年間は」現入居者の「退去促進の取組」を延期したことは、重要な意義ある施策ですが、2021年度までにすべての住宅を廃止し譲渡・売却するとの方針自体はなおも維持されたままになっています。

建設開始以来50年近くを経る雇用促進住宅については、当初の趣旨や実際の管理運営に見直すべき面があることは否定されませんが、それをもってしても、一律に全住宅を廃止し、更地化を含めひたすら譲渡・売却を急ぐことは決して容認できません。現入居者の権利を乱暴に蹂躪し、生活に計り知れない打撃を与えることは明らかです。

他方、政府が積極的な活用をはかるとした住宅の役割は短期的、一時的なものにとどまらないものです。国民の保険料を原資に建設・維持されてきた貴重な国民資産である雇用促進住宅をやみくもに廃止し、処分することは国民に対する背信といっても過言ではありません。

失業と住居喪失が重なり合って「貧困格差」がますます拡大する現在の経済危機のもと、最重要の生活基盤である住宅の安定的供給は政治の最も大きな責務であるはずで。私たちはいまあらためて、政府・機構が雇用促進住宅の真に有意義なあり方を追求し、積極的な活用をはかれるよう、以下の要請を行うものです。

#### 記

1. 今回、「少なくとも3年間」とされた延期の方針は、先行きがきわめて不透明な経済状況、雇用情勢等を勘案して打ち出されたことから、何らかの新たな退去期限を設定したのではなく、むしろ一旦、従来の「期限」が消滅し、「少なくとも3年間」は退去期限の設定など「退去促進の取組」はおこなわれないものと解するのが当然と思われませんが、いかがですか。また「少なくとも3年間」の起算点は、昨年10月時点の見直しでも、半年間の説明会実施期間の上に半年以上の通知期間を置き、さらにやむを得ない事情を勘案して1年の延長措置を設けていたことから、しかるべき十分な実効性を持つような期間が確保されるように定められるのが当然ですが、考え方を示して下さい。
2. 離職者に対する緊急対策として6カ月間の入居を受け入れ、その期間経過後も必要な場合には新たな契約を行うとし、他方、現入居者の入居期限も変更、延長し機械的に退去を求めないとの方針からしても、この際「廃止決定」をいったん撤回し、入居対象者を緊急雇用対策に限定せず広く受け

入れるよう真剣に検討してください。

3. 「退去期限延期」によって現入居者が安心して生活でき、将来の生活設計も時間をかけて立てられるよう、機構は「家主」の責任を十分果たすべきであり、将来の全廃方針を根拠に住宅本体や環境の整備を怠ってはなりません。この間、廃止に向けた方針が推進されるなかで、耐震補強工事を行った際に除去された窓が修復されないまま、廊下や居室が寒風や吹き込む雨にさらされている(石川県)、マンホールのふたがなくなったまま放置されている(山形県)などの実態もあります。今後、必要な営繕を計画的に実施するとともに、住宅の歯抜け化やゴーストタウン化にも無策とならぬよう留意し、高齢者、身体的弱者の低層階への移転希望の受け入れなど、十分に配慮し実行してください。
4. 地方自治体等に住宅を譲渡・売却する場合、価格評価や売却額の設定については建設にいたる経過や自治体等の利用構想などを十分斟酌し、無償譲渡を含めて合意に努めるとともに、これまで住んできた入居者の権利が新しい家主との間でも全面的に尊重され継承されるよう、一定期間は転売や取り壊しを禁ずる条件を付すなどの措置もふくめ対策を検討してください。
5. この間、入居者が退去を承諾した場合、普通契約者に限り立退き料が支払われてきましたが、同じく居住権を奪われるものとして定期契約者が差別されることに道理はありません。また、人生の一大事である転居は、仕事の都合、子どもの転校、家の新築など時間をかけて検討し実行するのが当然です。退去期限延長により今後も立退き料の支払措置を一時停止することとなる場合には、すでに一定期間の後の退去を予定している入居者などの事情も十分勘案し、措置するよう検討して下さい。
6. 定期借家契約制度はさまざまに問題を生じさせ、20年以上も入居してきた障害者が、管理人の親切な勧めで高層階から1階に移転できたが、それ以後、定期契約になっていたことを知らず、立退き料の支給が受けられないという事例(岐阜県)も生まれました。これらは、機構などが制度を十分理解せず、制度導入の前提である賃借人への必要かつ十分な説明を行っていないことが直接的な要因であるとともに、何よりも重大な欠陥を持つこの制度を公共的な集合住宅で採用したことが根本的な問題として浮き彫りになっています。したがって今後、この制度の適用はやめて下さい。
7. 雇用促進住宅の廃止に関わって、いっきょに顧客を失う出入りのガス供給業者、駐車場のために好意的に土地をまとめ貸し続けていた農家の地主、さらには学区編成の問題など、地域に及ぼすさまざまな影響が心配されていますが、機構からはこれらの関係者へは説明もされておらず、不満や批判の声があります。今後、存廃をめぐる検討のさい、十分に配慮して下さい。
8. 今回の退去期限延長は、他方で「平成33年度までに全廃」との方針を不動とすることの不合理性に自ら直面するものです。公的住宅の絶対的不足など住宅セーフティネットの不十分さが深刻な今こそ、現存する使用可能な住宅を国民生活の安定的な基盤を保障するための資産として最も効果的に活用する方途を探索するため、厚生労働省と雇用能力開発機構の枠内だけでなく、国土交通省をはじめ各省庁と協力し、UR住宅や公営住宅のあり方等を含めた国の住宅政策全体の中で検討を進めるよう、廃止方針そのものを凍結、撤回し真剣な検討を始めて下さい。